

# 4月1日から人間ドックの助成率や年金などの取り扱いが変わります

4月は、いろいろなものが新しくなる月です。国民健康保険・老人保健制度についても、みなさんが、安心して医療を受けられるため一部改正されましたのでお知らせします。また国民年金の取り扱いも変わりますのでご注意ください。



## 人間ドック助成制度の助成率が60%から70%にアップ

市では、国民健康保険の加入者が人間ドックを利用した場合に、費用の一部を助成していますが、4月1日から助成率と対象者が改正されました。  
どちらにも、加入者の負担を軽減したり、利用しやすくするためのものですので、ぜひみなさんの健康管理に役立ててください。

### 【改正点】

- 市の助成率が60%から70%になりました。ただし、脳ドックの助成は20,000円です。
- 70歳以上の人は、対象外でしたが、35歳以上の人がすべてが対象になりました。
- 改正後の、利用については次のとおりです。
- 対象は次のすべてに該当する人
- 1年以上継続して成田市国民健康保険に加入している35歳以上の人の人
- 前回、人間ドックを受けてから1年以上経過している人（ただし、脳ドックは2年以上）
- 国民健康保険税を完納している世帯の人
- 利用方法は指定検査医療機関に予約をした後に、保険証と印かんを持って、保険年金課で申請手続きをしてください。後日承認書を郵送しますので、これを持って人間ドックを受けてください。

### 指定検査医療機関

成田赤十字病院 ☎22 2311  
藤倉病院 ☎22 1158  
藤立病院 ☎22 1151  
千葉脳神経外科病院 ☎043 250 1228・脳ドックのみ

助成率：人間ドックの場合は受検費用の70%、脳ドックの場合は一律20,000円  
検査の種類や費用、項目などは指定検査医療機関コースにより異なります。  
くわしくは、各医療機関または保険年金課（☎20 1526）へ。

保険証が新しくなります

みなさんが今まで使っていた国民健康保険証は、3月31日で有効期限が切れました。

4月1日からは、市から送付された新しい保険証を使って診療を受けてください。なお、次から保険証の更新日が10月1日に変わります。従って新しい保険証

## 国民年金制度「こんなところが変わります」

4月1日から、国民年金の手続き方法などがいくつか変わります

- 保険料の納付先が変わります
- 保険料の納付できる窓口が拡大します
- 口座振替の振り替え納付先が変わります
- 学生納付特例制度の対象となる学生が追加されます
- 第3号被保険者の届出方法が変わります
- 老齢基礎年金などの請求書の提出先が変わります
- 保険料の半額免除制度が創設されます

くわしくは、千葉社会保険事務局佐原事務所（☎0478-55-1661）または市保険年金課（☎20-1526）へ。

の有効期限は、9月30日までの6カ月間となります。その後は、毎年10月1日（有効期限1年）の更新になります。  
また、更新後の古い保険証は保険年金課へ返却してください。

くわしくは保険年金課（☎20 1526）へ。

# 高額医療費貸付制度の 取り扱い窓口が変わります

高額医療費貸付制度は、国民健康保険の加入者が、保険医療機関に支払う高額な医療費の負担に対して、高額療養費が支給されるまでの間、療養に要する費用を支払うための資金を貸し出すものです。

貸し出しの手続きなどは、今まで市の社会福祉協議会で行っていましたが、4月1日からは、保険年金課が窓口となります。

この制度の内容は次のとおりです。

貸付対象者：高額療養費の支給を受ける見込みがある世帯主で、国民健康保険税を完納している人

貸付金額：高額療養費支給見込額の10分の8の額

申請方法：医療機関などからの療養に要する費用の内訳が記載された請求書または領収書を添えて申請

貸付期間：高額療養費が支給される日まで

貸付方法：医療機関などに全額支払った場合以外は、貸付決定を受けた人の委任に基づく医療

## 1カ月の負担の上限額

(注)( )内はこれまでの上限額です。

### 院外処方せんを交付されなかった人

医療機関では1カ月 **3,200円** (3,000円)まで  
大病院(ベッド数が200床以上ある病院)で受診したときは、  
医療機関では1カ月 **5,300円** (5,000円)まで

### 院外処方せんを交付された人

医療機関では1カ月 **1,600円** (1,500円)まで  
薬局では1カ月 **1,600円** (1,500円)まで  
大病院(ベッド数が200床以上ある病院)で受診したときは  
医療機関では1カ月 **2,650円** (2,500円)まで  
薬局では1カ月 **2,650円** (2,500円)まで

定額制の診療所では、1日につき850円の負担となります  
1カ月4回まで負担で、5回以降の通院には負担はありません。  
定額制の診療所の処方せんで、院外の薬局で薬を受けるとときは、薬局での負担はありません。

### 老人保健の外来の負担額が変わります

老人保健でお医者さんにかかったとき、自分で支払う費用は、原則としてかかった医療費の1割を負担します。

この自己負担金については、1カ月の上限額が決められています

が、4月1日から、左表の金額に変わります。

くわしくは保険年金課(☎201526)へ。	くわしくは保険年金課(☎201526)へ。
-----------------------	-----------------------

機構などへの直接支払い  
償還方法：高額療養費支給額のうち貸付金相当額を償還に充てる

## 「安心」をサポートします！ 夜間急病診療所オープン

4月1日から毎日診療  
時間も午後7時から11時に延長

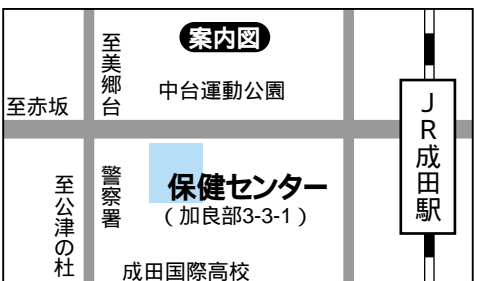
急病診療所がより利用しやすくなります。

これまで、「成田市休日夜間急病診療所」として、休日の午後7時から10時まで診療を行っていましたが、4月1日からは毎日、午後7時から11時まで診療を行う「成田市夜間急病診療所」としてオープンすることになりました。

診療科目は、小児初期診療に対するみなさんの要望に応え内科、小児科としました。なお、診療を受けようとする場合は、あらかじめ電話で症状などを連絡のうえお越しください。

この事業は、印旛市郡医師会成田地区の内科、小児科および外科系の医師の協力と、成田赤十字病院の連携のもとに実施されます。

【注】成田赤十字病院の、午後5時から11時までの小児救急は、原則として重症患者および紹介患者が対象となりますのでご注意ください。



新規オープンする「保健福祉館」への移転は平成16年度の予定です。



診療日：毎日  
診療時間：午後7時から11時まで

場所：保健センター内(加良部3-3-1)  
☎27-1111(6)

くわしくは保健センター  
(☎27-1111)へ。

市税の納付

# 最寄りの金融機関や郵便局の窓口で納められます



ときや、関東地方以外の郵便局で納めるときは、郵便局専用の払い込み票が必要となりますので、税務課まで連絡してください。

### 便利で確実な口座振替で

市税を納めるとき、口座振替制度を利用すれば、市の指定金融機関・収納代理金融機関や郵便局の預貯金口座から納期（最終日）ごと自動的に振り替えることができます。

一度手続きをすれば、納付のために金融機関や郵便局へ出向く必要がなくなり大変便利です。

口座振替を希望する人は、納期の2カ月前までに、納税通知書と預金通帳・印かんを持って取扱金融機関や郵便局で申し込みをしてください。

なお、次のことに注意してください。  
○ 固定資産税（都市計画税を含む）は納税通知書ごとに申し込んでください。

○ 軽自動車税は同一名称であれば

市税・固定資産税・都市計画税・市・県民税・軽自動車税・国民健康保険税）は、銀行・信用金庫・農協など市の指定金融機関や収納代理金融機関のほか、郵便局（関東1都6県内と山梨県内）の窓口でも納められます。  
ただし、納期を過ぎてしまった

全台数分が一括で口座振替の対象になります。

○ 口座振替は、翌年度以降も継続されますので、変更や停止を希望するときは、金融機関や郵便局へ申し出てください。

○ 口座振替分の領収書は発行しませんので、通帳への記帳で確認してください。軽自動車税のうち車検に必要な車種分については、車検用納税証明書を送付します。

○ 口座振替ができなかった場合、口座振替不能通知書（兼・窓口用の納付書）を送りますので、最寄りの金融機関で納めてください。

### 一括全納すると報奨金が

固定資産税・都市計画税、市・県民税（普通徴収分）を第1期の納期内に一括全納すると前納報奨金が交付されます。

最高額は、固定資産税・都市計画税で5,250円、市・県民税で3,250円です。ぜひ利用ください。

くわしくは税務課（☎20 513）へ。

### 固定資産税・都市計画税

平成14年度の固定資産税・都市計画税の納期は次のとおりです。

- 1期分：4月16日（火）～30日（火）
- 2期分：7月16日（火）～31日（水）
- 3期分：12月16日（月）～1月6日（月）
- 4期分：2月16日（日）～28日（金）

くわしくは資産税課（☎20 1514）へ。

### 水道料金の納付

### 支払いは納期内に

水道事業は水道料金で運営されています。期限内納付にご協力ください。納期後2カ月を経過しても未納の場合は、給水を停止することがありますのでご注意ください。

水道料金の納付は、便利で確実な口座振替制度を。

くわしくは市水道部業務課（☎22 0269）へ。

### 上下水道料金の算定

共同住宅に対する特例制度を設けました

4月から、共同住宅などにおいて1個の水道メーターで水道を使用している場合は、各世帯の使用

## 水道の排水作業 8日から市内各所で

市水道部では赤水の発生を防ぐため、配水管内の排水作業を下表のとおり行います。期間中は減水、赤水になることがありますのでご協力をお願いします。なお、受水槽を使用している場合は、万々に備え適切な措置をお願いします。

作業日	地区名	作業時間
4月 8日(月)	並木町(大久保台・成瀬台)地区	午後10時
4月 9日(火)	並木町・不動ヶ岡地区	午後10時
4月10日(水)	飯田町・宗吾・団護台地区	午前4時

くわしくは市水道部工務課（☎22-0269）へ。

くわしくは市水道部業務課（☎22 0269）または下水道課（☎20 1553）へ。

水量を等量とみなして上下水道料金を計算することができるようになりました。この特例制度を希望する場合は、市水道部業務課と下水道課に申請が必要です。お問い合わせください。

## 設置費と維持管理費に補助



補助金を利用して設置を

市では、合併処理浄化槽を設置する人に、下表のとおり設置にかかる費用の一部を補助しています。また、浄化槽の設置に伴い、トイレを水洗化した場合、水洗便所設置補助金（3万円を限度）が支給されます。また、浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能

### 市民相談所(☎20-1507)

#### 市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

#### 市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

#### 法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談 18日(木) 10時～3時

不動産相談 16日(火) 10時～正午

税務相談 16日(火) 10時～3時

#### 外国人相談

11日(木)・25日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

23日(火) 9時～4時

市民よろず相談 20日(土) 1時～4時

会場 イオン成田SC2階特設会場

### 工商観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 11日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

### パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

### 消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

### 保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

### 社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 4日(木) 18日(木) 9時～正午

### 高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 11日(木) 2時～4時

場所 セントアンナ在宅介護センター(本三里塚)

(☎35-6071)

### 児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

### 厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 22日(月) 10時～3時

### 教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

### 教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

### 合併処理浄化槽設置補助金額

人槽	限度額
5人槽	354,000円
6・7人槽	411,000円
8～10人槽	519,000円
11～20人槽	981,000円
21～30人槽	1,668,000円
31～50人槽	2,238,000円

するようつに、適切な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が義務付けられています。

市では、この維持管理費についても補助制度を設けています。補助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)にかかった額の2分の1相当額(限度額あり)です。

くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

## 引越してきたら申し込みを

新しく市内に引越してきた人で、し尿のくみ取りが必要な場合には、環境衛生課へ申し込んでください。また、市内で住所が変わる場合も必ず連絡をお願いします。

手数料は便利な口座振替で

くみ取り手数料は、1回につき7円で、これに消費税5%が加算されます。納期は、2月月に1度です。

納入には便利な口座振替をお勧めします。納入通知書と預金通帳・届け出印を持って、市内各金融機関(郵便局は除く)へ申し込みください。

くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

## 窓口から

### 転入の手続きは 住み始めてから14日以内に

市外から成田市へ転入した人は届け出が必要です。実際に住み始めてから14日以内に、本人または世帯員が市民課で手続きをしてください。

代理人が手続きをする場合は委任状が必要です。ご注意ください。

また、赤坂分室でも転入届を出せますが、印鑑登録や国民健康保険・国民年金・介護保険などの手続きはできません。市役所で手続きをしてください。

【必要なもの】  
前住所地の市区町村が発

行した転出証明書  
国民健康保険に加入している人は保険証  
国民年金に加入している人は年金手帳



くわしくは市民課(☎20-1525)へ。